

(別添 3)

バイオマスマーク認定商品の併用に係る手引

※この手引に関わる申請は、2022年4月1日以降は新規に受け付けません。

一般社団法人日本有機資源協会

2022（令和4）年3月19日改定

2019（令和元）年9月1日改定

第1 目的

この手引は、使用契約を締結しているバイオマスマーク認定商品を併用して商品構成し、複数のバイオマスマークを一つにまとめて表示する場合の手続きや使用方法を定めるものです。

第2 申請及びバイオマスマークの表示方法

1 バイオマスマーク認定商品併用に係る申請等

(1) 申請

1) 複数のバイオマスマーク認定商品を保有する事業者が、保有するバイオマスマーク認定商品を併用する場合は、使用契約者管理責任の下、次のいずれかの対応をとることとします。

①併用するバイオマスマーク認定商品が全て同じバイオマス度の場合、バイオマス度が表示されたバイオマスマークを1つ使用し、各バイオマスマーク認定商品の使用部位、認定番号を明記します。

②併用するバイオマスマーク認定商品のバイオマス度が異なる場合、バイオマスマーク使用契約者が、様式9（バイオマスマーク認定商品併用の認定申請書（バイオマスマーク使用契約者））にて新たな認定番号を申請します。なお、表示するバイオマスマークは、併用する商品の中で最小のバイオマス度を示すものとします。最小のバイオマス度を示して認定番号を複数表示する方法は認められません。

2) 異なるバイオマスマーク使用契約者のバイオマスマーク認定商品を併用して商品構成する場合、利用者に新たな認定番号を申請していただきます。様式10（バイオマスマーク認定商品併用の認定申請書（バイオマ

スマーク認定商品利用者))と誓約書を、最終商品1件ごとに提出してください。なお、寸法違いやデザイン違いのものはまとめて1件として申請できます。

- ①併用するバイオマスマーク認定商品が全て同じバイオマス度の場合、バイオマス度が表示されたバイオマスマークを1つ使用し、各バイオマスマーク認定商品の使用部位と新たな認定番号を明記します。
- ②併用するバイオマスマーク認定商品のバイオマス度が異なる場合、表示するバイオマスマークは、併用する商品の中で最小のバイオマス度を示すものとします。

(2) 使用期間と更新

(1)の申請が承認された商品に使用できる期間は、協会が規定する1年度内(4月1日～翌年3月31日)に限り、年度をまたいで使用する場合は、新年度初め(4月1日)までに、改めて(1)の申請を提出することとします。

2 費用

上記申請で、様式10により申請で行う者が、新たな認定番号を取得する際は、最初の1件目はバイオマスマーク普及促進のため無料で行いますが、2件目以降は1件毎に、5,500円(消費税10%込み)/件の事務手数料を納付いただきます。なお、該当商品が年度をまたいで継続する際の申請時は無料です。

振込先は次のとおりです。

口座名義	一般社団法人日本有機資源協会バイオマスマーク事業
銀行名	三井住友銀行 日本橋東支店
普通預金	口座番号 7548385

(注) 振込手数料は申請者負担とします。

第3 申請の承諾と通知

申請書及び誓約書を受けた事務局は、申請内容に基づいてバイオマスマークを付与できる要件を満たしていることを確認した後、「バイオマスマーク認定商品の併用許諾通知書」の発行とあわせてバイオマスマークのデータを送付します。

第4 バイオマスマーク認定商品併用者のバイオマスマーク使用权

バイオマスマーク認定商品に他のバイオマスマーク認定商品を併用する場合、バイオマスマークを使用できるのは申請・誓約書を提出して承諾を得た事業者で、申請書類に記載されている内容の商品に限ります。

ただし、併用する認定商品が同一の使用契約者商品であって、使用契約者が管理責任の下、使用許可をした場合は、利用者がバイオマスマークの使用ができるものとします。